## 春先かきまわし費助成の事務手続きについて

申請者(町内会等)	市 (建設課)
① 「補助金等交付申請書」の提出	1 補助対象要件
	(1) 道路除雪のための排雪場所の積雪深(最高
※ 新年度町内会長名 【添付書類】	<u>点)が4月1日現在で1.5m以上</u> であること。
	(2) 事業所の機械を借り上げて雪をかきまわす ものであること。
• 補助金等交付申請書	(3) 排雪場所1か所につき1回を限度とする。
· 位置図	(4) 4月1日から5月20日までの間に行うも
<ul><li>・着手前写真(積雪量・位置が分かるもの⇒</li></ul>	のであること。 ・
除雪ポールなどと一緒に撮影)	2 補助対象経費   機械の借上げ(機械の操作員の賃金等を含む。)
※かきまわし箇所が複数の場合は、全ての箇所	に要した経費で、町内会の住民等の賃金は除く。
について着手前写真を添付してください。	3 補助金額
・見積書( <u>バックホウ(O. O㎡)、大型セルフ</u>	上記の補助対象経費と市が除雪機械単価をも
(回送費)、排ガス〇次を明記)	とに算定した額を比較して低い方の額の30% 以内(1,000円未満の端数切捨て)とする。
	5/11 (1) 0 0 0 1 17/4/14 22/11/3/2011 (7 C ) 00
	② 「補助金等交付申請書」の受領
	・「補助事業実績報告書」提出の依頼
	・完了後写真(作業中写真も)の実績報告書添付
	依頼
	・領収書(コピーでよい)の実績報告書添付依頼
	③ 「補助金等交付決定通知書」の発送
	(実績報告書様式の同封)
事業実施(実際のかきまわし作業:補助金等交付決定通知書が出た後になります)	
④ 「補助事業実績報告書」の提出	※ 「補助事業実績報告書」及び「補助金等確定通
【添付書類】	知書」、写真、領収書は証拠書類として綴られる
・作業中写真、完了後写真( <u>位置がわかるも</u>	ので、コピーを取って交付申請書と一緒に綴る。
の、回送車両も写っていること)	
※かきまわし箇所が複数の場合は、全ての箇所	
について作業中、完了後の写真を添付してくだ	
さい。	
<ul><li>領収書(コピーでよい)</li></ul>	
・振込先を確認できるもの( <u>通帳表紙と表紙</u>	
	⑤ 「補助事業実績報告書」の受領
	⑥ 「補助金等確定通知書」の発送
	⑦ 補助金振り込み

## 【手続きの流れ】

事業を実施する場合は、まず、①「補助金等交付申請書」に添付書類を添付のうえ、建設課へ提出を お願いします。

「補助金等交付申請書」を建設課にて受領(②)し、③「補助金等交付決定通知書」の発送後、実際に事業(かきまわし作業)を行うことができます。

「補助金等交付決定通知書」発送時に、④「補助事業実績報告書」を同封します。事業完了後、添付 書類を添付のうえ、建設課へ提出をお願いします。

「補助事業実績報告書」建設課にて受領(⑤)し、⑥「補助金等確定通知書」を発送します。その後、補助金の振り込みとなります。

- ※ 排雪作業は、補助対象事業になりません。
- ※ 消パイ路線の拡幅等による排雪場所のかきまわしは、補助対象外です。

## 【補助対象事業等について】

- 1 4月1日現在の積雪量を基準とするので、補助対象となる事業(かきまわし)は4月1日以降に行うものとなります。
- 2 かきまわしの補助対象箇所は、市道除雪による排雪を堆積させた民地です。
- 3 補助対象経費は、かきまわし作業のための機械を借り上げた経費です。
- 4 事業費(実際にかかった経費)は一度町内会などに支払っていただく必要があります。補助金の振り込みには、実績報告書に領収書の添付が必要です。
- 5 補助率は30%以内となっていますが、見積額と公共単価での積算額を比較し、額が低いほうを事業費とします。かかった全ての経費の30%とならない場合があります。